

千曲市監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年10月3日

千曲市監査委員 横尾 浩 美

同 和田 英 幸

## 措置の通知書

### 令和4年度(令和3年度分)決算審査

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
共通事項 1. 財源涵養策の実施と公益につながる事業の早期実現の推進	<p>令和3年度の一般会計決算額は、固定資産税や市民税等が減収となりましたが、各種交付金が増収となり、また地方交付税の増額による国からの財源補填があったため、基金積立を増やしつつ黒字決算とすることができました。</p> <p>しかしながら、近い将来、他会計の繰出金や経常経費は増額し、新庁舎建設や災害復旧にかかる起債償還のピークが令和6、7年度と間近に迫っています。全職員がこのことを意識して、より一層の事務事業の合理化を進め、事業の取捨選択を行い、財源の涵養に努めていただきますようお願いいたします。・今後、予算査定に当たっては、利用率を加味しながら団体ごとの抱えている事情、事業計画、資金計画等十分精査のうえ、従来どおりの額を漫然と交付することのないよう厳格な対応に努められたい。</p>	<p>令和5年度予算編成方針に「職員一人ひとりが財政状況を意識し、より一層の事務事業の合理化を進め、事業の取捨選択と財源の涵養を図ること」、「補助制度自体を検証し、目的の明確化、終期の設定などの見直しを行なうこと」、「補助金交付団体の事業計画、資金計画等を十分精査し、従来どおりの額を漫然と交付することがないよう厳格な対応に努めること」の3点を監査指摘事項として明示し、順守するよう周知徹底を図った。(財政課)</p>